

高齢者虐待防止のための指針

この指針は、医療法人社団成仁が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるような支援することを目的とする。

1 基本的な考え方

当事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の権利擁護のため、高齢者虐待（以下「虐待」という。）を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるような支援する。

2 虐待の定義

虐待に該当する行為の定義は、次のとおりとする。

(1) 身体的虐待：

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任：

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待：

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待：

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待：

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織について

(1) 事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、本委員会の運営責任者は理事長とし、各事業所の管理者及び指名された者を担当者とする。

(2) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、法人が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

- (3) 委員会は、定期的（年1回以上）かつ必要に応じて担当者が招集する。
- (4) 委員会は、次のような内容について協議し、その検討内容及び結果を職員へ周知する。
 - ① 指針・マニュアル等の整備・更新
 - ② 虐待防止のための職員研修の内容等に関する事
 - ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
 - ④ 職員が虐待等を把握した場合に、足立区への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関する事
 - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
 - ⑥ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

4 職員研修について

- (1) 事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身に付け、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を次のとおり開催する。
 - ① 新規採用：採用後3か月以内
 - ② 継続研修：年1回以上
- (2) 職員研修の開催は、虐待防止に関する外部研修等への参加に代えることができることとする。
- (3) 事業所は、前2項の研修に職員を積極的に参加させるように努めることとする。

5 虐待が発生した場合の対応方法について

事業所は、虐待の発生を把握した場合に、次のとおり対応する。

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに足立区または地域包括支援センターに報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事実が発生した場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 虐待に関する相談・報告体制について

- (1) 職員が他の職員による虐待を発見した場合は、管理者へ速やかに報告する。虐待者が管理者本人であった場合には、その上席に報告する。
- (2) 管理者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。虐待者が管理者の場合は、理事長が代行者を選任する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。
- (3) 管理者は、担当者からの報告等により虐待の事実（疑いを含む。）を把握した場合は速

やかに足立区へ通報し、足立区の行う事実確認に協力する。

- (4) 発見者の情報について秘匿した上で、事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案の検証、原因の除去と再発防止策の作成を行う。
- (5) 事業所は、検討した再発防止策を職員等に周知する。

7 成年後見制度等の利用支援について

事業所は、利用者又はその家族に対して、成年後見制度等について説明し、必要に応じて権利擁護センターや地域包括支援センター等の相談窓口適切につながるよう支援に努める。

8 苦情解決方法について

事業所は、苦情受付担当者を置き、苦情解決に向けて対応する。虐待に関する苦情相談があった場合や、苦情内容から虐待が疑われる場合においては、担当者と連携できるよう次のとおり対応する。

- (1) 苦情受付担当者は、虐待に関する苦情相談があった場合は、相談を受け付け、管理者に報告する。管理者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- (2) 苦情受付担当者は、管理者に報告後、担当者と情報を共有する。その後の虐待発生時の対応については担当者が行う。
- (3) 管理者および苦情受付担当者は、相談者に不利益が生じないよう相談者の個人情報の取り扱いに細心の注意を払う。

9 利用者に対する指針の閲覧について

事業所は、本指針をいつでも閲覧できるように文書の掲示を行う。また、事業所ホームページに掲載し、いつでも閲覧が可能な状態とする。

10 その他虐待の防止の推進について

- (1) 事業所は、虐待防止に関する情報の収集に努め、常に適切な支援、対応ができるよう体制を整備する。
- (2) 職員が養護者による虐待を発見した場合又は担当者が養護者による虐待に関する相談若しくは報告を受けた場合の対応は、本指針を準用し、適切に対応することとする。
- (3) 事業者は、虐待が発生した場合に早期に発見できるよう以下の取り組みを実施する。
 - 1) 利用者の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるよう努める。
 - 2) 虐待の証拠の有無に関わらず、虐待が疑われる場合には足立区に通報を行う。
 - 3) 事業所は、虐待を発見した者が解雇等その他不当な扱いを受けないよう、発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意を払う。
 - 4) 本指針に定めのない事項については、委員会にて協議する。

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

付 則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。